

～もう一度選挙に行きたい！を実現しよう～

通信 3 号

2011. 9. 16

“成年被後見人に選挙権の回復を”

通信 3 号 主なメニュー：＜速報！＞ 京都地裁での第一回裁判（8月25日）と 札幌提訴
＜東京訴訟、第二回裁判の報告＞
別紙＜全日本手をつなぐ育成会より、署名活動ご協力のお願い
& 署名用紙＞

＜速報！＞

3 例目の成年被後見人選挙権訴訟の報告が入りました！



京都地裁 第一回口頭弁論

平成 23 年 8 月 25 日（木）1 時 30 分～

- 京都地裁 203 号法廷 瀧華聡之裁判長 傍聴者約 30 名。
- 原告： T さん 原告後見人：竹下義樹弁護士
原告代理人（弁護士）：7 名の弁護士（佐野就平、浅井亮、藤井豊、中井真男、山口亮、北峯功三、民谷渉）
- 被告：国
- 裁判の様子

「私の選挙権を返してください」

2011 年 8 月 25 日午後 1 時 30 分、京都地方裁判所第 203 号法廷で原告の T さんは堂々と述べました。

京都弁護士からは 7 名が参加したほか、本人の T さんと、T さんの成年後見人をしているため、弁護士ではなく本人として出席している、竹下義樹弁護士が参加しました。

傍聴席も満員とは言えませんが、直前に案内したにしては十分な、30 人規模の傍聴者が参加され、熱気あふれる中での弁論となりました。

訴状陳述、答弁書陳述書などのやり取りの後、竹下弁護士、本人 T さんの意見陳述がありました。まず、竹下弁護士の意見陳述の内容です。

「亡き T さんのお父さんから両親が亡くなった後の後見人を頼まれました。T さんは、後見申立て前には投票に行っていました。また、T さんは毎日きちんと新聞を読んでいて、社会のことや政治のことにも関心を持っています。ところが、T さんの生活の維持、権利擁護のために後見人を選任したはずなのに、それをするによって T さんの権利を奪うことになってしまうということに、私としても悩みがあります。T さんの選挙権を回復させようと、成年後見を終了させてしまうと、T さんが無権利のまま投げ出すことになるので、それもできません。そこで、今回の訴訟を提起することを決意したのです。」

次に、本人 T さんの意見陳述がありました。

「禁治産の制度を利用する前は、だいたい一人で投票に行っていました。でも、禁治産を使った後は投票に行けていません。テレビや新聞でニュースを見て政治に興味を持っています。最近の興味は民主党の代表選です。投票をするなら、障害者のために頑張ってくれる若い人を選びたい、だから、選挙権を返して欲しいのです。」

T さんの意見陳述は、敢えて意見陳述前に漢字交じりの文章を裁判所や相手方に渡し、本人さんに読み上げてもらう形で行いました。振り仮名を振らない漢字の交じった文章を読んでいただくことで、本人さんが投票をできる能力があることを、法廷でアピールできたのではないかと思います。

Tさんと竹下弁護士の意見陳述の後、次回期日までの準備事項の確認がなされました。原告側が少し訴状の修正や説明を求められたほか、被告が、答弁書にも書いた内容をもう少し詳しく主張することとなりました。次回は、11月1日（火）14：00からです。



~~~~ 裁判後の報告会（京都弁護士会館にて） ~~~~~

続いて、裁判所の隣にある京都弁護士会館で行われた集会では、民谷弁護士から期日の説明が行われたあと、竹下弁護士、本人Tさんがそれぞれ今日の感想を述べました。Tさんは「選挙に行きたい。皆さんの周りにも、同じように、権利を妨げられている人がいるから、ぜひ目を向けてください」と締めくくりました。会場からも「こういう問題は初めて聞いた」、精神障害の当事者からも「この裁判は非常に注目されている」など、応援する声が上がりました。

このようにして京都の第1回期日はいい盛り上がりかたをして終わりました。現在、関西の訴訟は京都ですが、大阪、兵庫、滋賀など、できれば近畿圏内にもこの運動を広げていければと思います。

京都訴訟の問合せ先：

弁護士 民谷 渉 つくし法律事務所
京都市中京区御幸町通夷川上ル
松本町568番地 京歯協ビル3階
TEL075-241-2244 FAX075-241-1661
E-Mail：tamiya@tsukushilo.com

速報②

全国4件目の提訴として、9月14日（水）、札幌地方裁判所に訴えが提起されました。札幌訴訟の選挙権確認は、国政選挙に加えて地方選挙も対象とされています。札幌弁護団は若手がとても元気な弁護団です。また情報が入り次第ご報告させていただきます！！（関哉）

<東京訴訟、第二回裁判の報告>



~~~~ 東京地裁 第二回口頭弁論 報告 ~~~~

平成23年7月27日（水）1時30分～

〔一般傍聴席90席を求めて
100名近い方が並ぶ。〕~~~~

原告側

原告より宿題・他 提出
欧州の2例の文献を翻訳し提出。（能力のない方に対する選挙権の扱いはどうか）
東海大学橋本先生の意見書。
何を認めて欲しいか、選挙権を認めて欲しいという書面。

何を認めて欲しいか、という点に対して、技術的なことの確認をされた。

裁判所
裁判長

口頭弁論

被告(国)側

被告（国）より宿題提出

事理弁識能力がないことと、ある一定の行為ができるということとの整合性。

法律全体の中で、被後見人ができる行為とそれに必要な能力の関係。選挙権の行使はその中のどこに位置づけられるのか。

事理弁識能力がないから選挙権がないというが、これは一般の人でもそうなのか？公職選挙法にそんな記述はないが、どうなのか。寛解した状態の時は、選挙権は有効なのか？・・・全てに対して、国の答えは不明瞭だった。



事理弁識能力：法律行為の結果による利害得失を判断する能力。

いわゆる判断能力を指し、意思能力と同義ではないとされています。



~~~~~

## 裁判後の報告会より

~~~~~



▶▶▶原告、弁護団、参加者からの感想など▶▶▶

杉浦弁護士 多くの傍聴、有難うございました。口頭弁論での裁判長とのやりとりの内容ですが、こちら側の書面(「選挙権を認めて欲しい」という訴え(請求の趣旨))をどのように記載するのがいいかという、技術的なことでの確認があっただけでした。国が提出した宿題の内容にはいくつもの疑問点があったようで、[裁判長が鋭く質問←→国が回答]のやりとりを何度もしていました。裁判長は国の回答に満足できず、次回は、書面でお茶を濁すことなく、みなさんが見ているこの場で、責任を持って答えられる人(国、総務省)が出てくるように、と強く言っていました。こちらの提出書面は、外国では能力のない方に対する選挙権の扱いについてどうなっているのか、について欧州の文献2つを翻訳して提出。引き続き、外国の様子を提出していきたい。今後は、国から整理できた書面がでてきたら、私たちがそれに反論する書面を用意することになります。また、能力、選挙権の性質の問題は、新しい論点なので、学者との勉強をし、学者には新しい意見書を書き下ろしていただくつもりで、準備していきたい。

佐藤弁護士 裁判長が、しっかりと我々の主張のど真ん中を突いてきているのは、傍聴席がいつぱいだということが影響していると思います。私は外国文献担当。外国の文献を出したら、それに国が答えてくることになっていますが、まだ何も言ってきていません。こちらも勉強し、皆さんと情報を出し合いながらやっていきます。東海大学の橋本先生の意見書とは・・・国が1回目裁判のとき提出した書面の中で、「アメリカでは選挙権は誰にでも有効でない」と言う根拠に橋本先生の論文を引用していたのですが、それに対して橋本先生自らが反論の意見書を書いて下さいました。制度自体動いているので、国が何を出して来てもこちらは対応できます！

関哉弁護士 2回目の裁判でも、こんなに多くの方が集まってくださり感謝します。次回もよろしくお願いします。民事裁判では、書面のやりとりのみ、数分でおわることが多く、口頭でのやり取りはめずらしいこと。これが本来のやりかただとあらためて思いました。口頭弁論を補足説明します。国への宿題「成年後見制度のなかで、被後見人の法律行為は無効だが、日常生活に関する行為は行うことが出来て取り消しはできない(有効だ)」という条文がある。それはなぜか？」に対する国の回答は「全部有効になるわけではない。事理弁識能力がない場合は無効になるが、寛解している(一時的に回復している、安定していて意思が確認できる)場合には有効になりますよ」と言ってきた。それに対して裁判長が「ではなぜ、選挙権だけが全部無効なのか？寛解しているときも無効なのはなぜか？また、一般の人、被後見人でない人でも、事理弁識能力を欠いてる状態のとき、その人の選挙行為は無効になるのか？」と質問してきた。・・・国は曖昧な返答をしていた。

<国が主張する、寛解 と 有効・無効 の関係>

事理弁識能力の状態	・・・ない・・・ 寛解 ・・・ない・・・		
日常の行為(買い物など)	無効	有効	無効
被後見人の選挙投票行為	無効	無効	無効

なぜ??

柳原弁護士 「一般論として、事理弁識能力のない人がする投票は無効なんですね?」「はあ、そうなります・・・」「事理弁識能力ある人の選挙権は有効なんですね」「はあ・・・そうなります・・・」このやりとりのとき、裁判長が調書を取りますよ、いいですか?と言っていた。判決文で「事理弁識能力のない人の投票は無効」ということが明記されたら、今後、投票が終わった選挙について有効か無効かを争う訴訟が各地で起こることもありうる。選挙権に能力論を持ち出すことはそういうことなんだよ、と裁判官が言ったように思えました。

名見耶さん 第一回目以上に、モヤモヤしていることを裁判長が代弁して言ってくれたと思う。

娘も浅見さんも、抽象的なことは苦手、契約、裁判などはお手上げ、計算もできないが、千円出して買い物してくることは出来る・・・それでも事理弁識能力がない人間だというんですか? ふたりとも、いろんな能力をもっています。仕事もしています。しかも、選挙ではずっと投票してきている。それを、後見を付けただけで、取り

上げられるのは、全くおかしいこと。

裁判が始まって、こんなに反響があり、優秀な弁護士さんにも支えられて感謝です。裁判でもいい展開がみえているし、訴訟があちこちで続くという流れができて、うれしい。ともかく、おかしいことは早く直して欲しい。

匠さん お父さんといると面白い。お父さんとお母さんに生きて欲しい。最後に、みなさんに有難うと言いたい。

柴野弁護士(さいたま訴訟の弁護団)

裁判長の意気込みは感じます。これをどうとらえるべきかはいろいろな見方があると思います。被告国が主張する能力論のつじつまを裁判長は指摘していました。しかし、本来、これは基本的人権の問題のはずです。事理弁識能力という言葉へのこだわりは、障害のある人も基本的人権を有する国民の一員という視点からはちょっと違うような気がします。名兄耶さん、浅見さんの選挙権が一刻も早く回復し、誰が見てもおかしいことはおかしいと、きちんと確認してもらいましょう。

そのためには、裁判の中でも外でも、運動の広がりが必要です。よろしくお願いいたします。

高辻庸子弁護士(さいたま訴訟の弁護団) 国が裁判所の宿題にきちんと答えてきた場合に備えて、こちらもしっかり準備しないといけないと思いました。重度の知的障害者の後見人をしていますが、その方が入所している施設の施設長が成年被後見人の選挙権が剥奪されることに大変憤りを感じています。この施設では、選挙の度に、候補者あるいは関係者を呼んで、入所者の方々に、選挙演説・マニフェストの説明をしてもらい、その上で皆で投票に行っているとのこと。現場でも、この問題に必死に取り組んでいる方がいらっしゃる。そういった事実も、裁判で伝えていければ原動力になると思います。

浅見さん 先日のさいたま地裁、意見陳述で思いのたけを言えたのでよかったです。多くの傍聴があつて、大きな法廷を用意できたことに感謝しています。妹が、緊張してみなさまにお礼を言えなかったというので、この場で代わりにお伝えします。先日、七夕の短冊に何を書こうか？と書いて、いくつか例をあげたが、やはり選挙に行きたいと書くという。10月の2回目の裁判の傍聴をよろしくお願いいたします。

小西さん 地域の人に存在を知って欲しいので、20才から投票に行っています。字がかけないので、投票用紙を2つに折り箱に入れるだけですが、彼にとっては大変大きな行事です。地域の人もしっかり頑張って投票に来ていと認識してくれます。人間として認めてもらう大事な場所だと思います。

▶▶会場から、質疑応答など▶▶

Mさん・・・千葉県の障害者差別条例の策定に関わった者です。裁判長の意気込みをすごいです。

差別禁止法制定を求めていく運動も始まっているので、連動させていきたい。よろしくお願いいたします。

Q: 国が「被後見人となると選挙権がなくなることを承知の上だったのではないか？」と指摘してきたらどう反論するのか？

A1: 知っていたけれど、本人のためになるので後見利用をしたが、現実に失ってみて失ったものの大きさに愕然とした例。必要に迫られて、つまり後見利用をするしか途がないのでやむなく。という例もある。どちらにしても、知っていたからといって、了解していたとは言えない。と主張していく。

A2: 知ってたら、基本的人権は保障されなくていいのか？と聞きたい。それに、了解の有無のプロセスがなかったのも事実だ。加えて、事理弁識能力の問題でもないと言いたい。基本的人権の問題として主張していきたい。

A3: 外国でも、国側が同様の指摘をしてきた例がある。基本的人権は、本人が「いらないよ」と言ってもそう簡単になくなっていいものではない、との反論で進めていた。

Q: 何箇所か裁判をおこしているが、結果がバラバラになった場合はどうするのか？

A1: 裁判ごとの“原告の次回の選挙権獲得を争う”というだけの裁判ではなく、法律の違憲性が論点になり、法律も変えていくことが見込まれる事案と捉えている。

A2: 裁判それぞれの争い方が異なっているが、どこにおいても、この問題でのすべての論点を出し切って、正々堂々と言うことに意義があると思う。



➡➡細川さん（全日本育成会 中央相談室・権利擁護推進センター委員）から
全国の育成会みなさんへ➡➡

まずは、この成年後見と選挙権の問題に以前から関わってきた者として、第2回公判も傍聴席が埋まったことは、大変嬉しい。名児耶さんとお嬢さん、弁護団のみなさま、傍聴のみなさま、報告会をお世話下さったみなさまにお礼を申し上げます。

★裁判傍聴の意味について…この裁判の傍聴席の多くの方々は、ただの傍観者・傍聴人ではなく、名児耶さんと同じ原告という意識で、裁判官の発言を注視しています。名児耶さんは、私たち親の代表として、知的障害のある人の人権を守るために、国を相手に提訴したのです。裁判は“他人事ではない”のです。傍聴席を埋めることは、私たち皆がこの裁判の原告です、という意味を裁判所に伝えることになります。私たちがその意識を共有し、示し続けること、これがとても大事なのです。ですから、お互いに日程をやりくりしながら、今後もまだまだ続く裁判の傍聴席（原告席ですね）を埋めて欲しいと、私からもお願いします。

★全日本育成会の動き… 選挙権を奪っている公職選挙法改正を求める署名活動をスタートします。それも100万人目標！の署名です。裁判をきっかけに、マスコミにも取り上げられ、こういう問題があったんだと広く社会に知ってもらえた良い機会ですので、署名は育成会や関係者だけではなく、ひとりひとりが積極的に広く、地域の方、職場の方、お友達などへ呼びかけて頂きたい、お願いいたします。

今日の資料に署名用紙も入れましたが、都道府県育成会には、署名用紙と趣旨を8月初めに送りますので、ご協力お願いします。会員以外の方々も、育成会のHPを見ていただき、是非ご協力をお願い致します。最終締切は11月末です。集計数を付けて、12月初めまでに、都道府県育成会か全日本育成会に郵送をお願い致します。

➡➡ **別紙 署名活動お願い文と署名用紙をご参照ください。**

★全日本育成会の新体制等… 執行部の交代、組織の見直しがありましたが、権利擁護推進センター（センター長は新理事長北原氏、運営委員長は引き続き松井さん）は第一番の取り組みとして、被後見人の選挙権の回復を目指して活動していきます。



なお、障害の状態が重い投票行為は無理である人でも、現実には選挙に行けないことと、選挙権を剥奪されることは全く異なります。ですから、選挙できる人から選挙権を奪うな、という能力論ではなく、基本的人権の問題と捉えて、運動していきたい。これは、以前行なったアンケートでも、会員の多くから出た声でした。

（全育成HP <http://www.ikuseikai-japan.jp/>）

~~~~~以上 東京訴訟第2回裁判報告でした~~~~~

## 各地の「成年後見と選挙権」関連の活動を紹介します!

①

### 牛久市議会議員のみなさまと、選挙権剥奪問題について話しました!

以前より、私の所属している「NPO おおぞら」の「おおぞら通信」を議員全員に渡しています。その記事の中の「成年被後見人の選挙権剥奪裁判」を読まれた一人の市議から、「意思決定も出来ない人が選挙できないのは当然ではないか?」という問い合せがあったのです。その話を議長にしたところ、「議員全体に説明したほうがいい」という議長の声かけで、“8日の市議会閉会後の勉強会”が実現しました。

市議会議員 22 名のうち半数の 11 名が参加してくれたことは、最初のステップとしてはまあまあだと思います。しかも殆どが今まで福祉や教育にあまり縁がなかった議員さん方なので、成年後見制度についても詳しくはご存じなく、少しでもこの問題に関心を持って戴けたことは、良い効果を期待出来るのではないかと希望的(楽観的?)観測をしています。(人権問題に深い関心を持ち、第一回公判を傍聴された議員さんが、所用で欠席されたのは、とても残念でした)

疑問を呈した議員さんが、「事理を弁識する能力を欠く常況にあるもの、という認識が誤っていたことがわかった。なにかできることはないか?」と仰るので、署名活動のことを話し、お願いしました。

## 第7回権利擁護セミナー 「私たちが抜きにして、私たちのことを決めないで！」

(主催:千葉県手をつなぐ育成会) ～成年後見と選挙権～(&amp; 成年後見制度の矛盾)

平成 23 年 10 月 18 日 (火) 午前 10 時半～午後 2 時半 (受付 10 時より)

千葉県社会福祉センター 5 階 研修室 (千葉県育成会事務所のあるビルです)

(千葉県中央区千葉港 4-3 千葉モノレール「市役所前」下車徒歩 3~4 分)

登壇者: 杉浦弁護士、柴野弁護士、関哉弁護士、名兒耶清吉氏

参加費: 300 円 (資料代、当日受付にて)

申込み: 千葉県育成会 問合せ TEL 043-246-2181

(締切 10 月 12 日) 申込 FAX 043-242-6494 (お名前、所属、連絡先)

## 〔裁判の予定〕

さいたま訴訟 第二回口頭弁論 さいたま地裁 105 号法廷 10/5 (水) 10 時半 (10 時集合)

東京訴訟 第三回口頭弁論 東京地裁 103 号法廷 10/13 (木) 11 時 (10 時半集合)

※東京の報告会 11 時半～13 時半 日本財団ビル 2 階会議室 (前回の会場)

## カンパのお願い

今後、成年被後見人の選挙権を巡る裁判や各地の運動は、広がりや繋がりを深めていくことが必要です。長期になることも予想されます。そこでこの度、**〔カンパ口座〕**を設けさせていただきました。

皆様からいただいたカンパは、当面は、この弁護士団が関わる東京、埼玉での裁判やこれに関わる運動に使わせていただき、関わる裁判や運動の範囲が広がっていった場合は使用の範囲も拡大することになると思いますが、その際は改めて通信などでご連絡させていただく予定です。

具体的な使途: 集会の会場費・雑費、講師謝礼・交通費、遠方で集会を行う際の交通費、関連資料印刷代・郵送費、その他広報費用、裁判での意見書謝礼等  
ご趣旨にご賛同いただける場合、下記口座宛てにカンパをお願いできればと思います。

(2011. 7. 17 後見選挙権訴訟弁護士一同 成年後見選挙権を考える会一同)

## カンパ口座

三菱東京UFJ銀行 鷹の台出張所

普通 0037455

口座名 成年後見選挙権を考える会

セイネンコウケンセンキョケンヲカンガエルカイ

ありがとう



後見選挙権訴訟に関する問合せ:

後見選挙権訴訟弁護士団 杉浦ひとみ (東京アドヴォカシー法律事務所)

TEL 03-3816-2061 FAX 03-3816-2063 [sugiura@law.email.ne.jp](mailto:sugiura@law.email.ne.jp)

さいたまの裁判に関する問合せ:

後見選挙権訴訟弁護士団 関哉直人 (五百蔵洋一法律事務所)

TEL 03-5501-2151 FAX 03-5501-2150 [sekiya@nekonet.ne.jp](mailto:sekiya@nekonet.ne.jp)

その他: 成年後見選挙権を考える会 (広報等) 村山 園 090-9818-5353

[sono0424@mx4.ttcn.ne.jp](mailto:sono0424@mx4.ttcn.ne.jp)

『成年後見制度選挙権を考える会』のホームページもご覧ください。

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~seinenkoukenssenkyoken0201/>